

令和7年度 教育課程について（届）

学校教育法施行規則第138条の規定に基づき、特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

Ⅰ 教育目標

（1）学校の教育目標

人権尊重の精神を基盤とし、家庭、地域社会との緊密に連携したネットワーク型学校運営システムの下、学力・体力の向上と特別支援教育の充実を重点課題とし、全ての児童が、未来を築き、生き抜く力を、「主体的・対話的で深い学び」を通して身に付けるとともに、持続可能な社会の創り手として、心身ともに健康で、知性と感性に富み、人間性豊かに成長することを願い、以下の教育目標を定める。

- ◎よく考え進んで学ぶ子（知）【学力の向上】
- 自分も友だちも大切にする子（徳）【思いやりの心】
- 正しく判断し行動できる子（徳）【規範意識の醸成】
- 体を鍛え、最後までやりぬく子（体）【体力の増進】

（2）特別支援学級の教育目標

- ◎自分の気持ちや考えを適切に伝える力の育成（よく考え進んで学ぶ子）
- 友達や周りの人と仲良く過ごせる協調性、社会性の育成（自分も友だちも大切にする子）
- 地域で自己実現を図りながら生活するための自立心の育成（正しく判断し行動できる子）
- 心身ともに健康で安全な生活を送るために必要な、生活習慣や態度の育成（体を鍛え、最後までやりぬく子）

（3）学校、学級の教育目標を達成するための基本方針

- ①基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、社会的な自立に向けての生きる力を育てる。
 - ・個別指導計画及び学校生活支援シート（個別的教育支援計画）を基に基礎的・基本的な学習内容の定着と知識・技能の習得を図り、一人1台タブレットPC等のICT機器を最大限に活用して主体的・対話的な授業を行う。
 - ・学習規範の育成と主体的に取り組む意欲を向上する指導を行う。
- ②人権尊重の精神に基づき、思いやりの心を育てる。
 - ・「人権教育プログラム」及び人権教育の全体計画に基づき、全教育活動を通じて、人権教育を推進する。
 - ・グループ活動を取り入れ、仲間と共に学び合い、共生する気持ちを育てる。
- ③一人一人の児童の個性を伸ばし、創造性を育てる。
 - ・児童の能力や特性、興味・関心を把握したうえで個別指導計画を作成し、指導内容を明確にする。
 - ・「防災ノート（災害と安全）」等を活用し、具体的な対処法等、体験的な活動を取り入れて指導を行う。
 - ・「学校2020レガシー」の取組として、他者の尊重や豊かな国際感覚を育てるとともに多様なスポーツに親しみ、知・徳・体の調和のとれた人間の育成を目指す。
- ④豊かな社会性を育み、生き方を考える教育活動を推進する。
 - ・家庭と連携して、生きる力の基盤となる食事や睡眠等の生活習慣を身に付けさせられるよう、家庭と連携し、たくましく生きるための健康増進と体力の向上を図る。
 - ・特別支援学校及び市内の特別支援学級や通常の学級との交流及び共同学習を積極的に実施し、児童の個性や能力を発揮できる場面を設定し、共に生きる心情と態度を育てる。
 - ・地域学校協働本部事業を基盤に地域や高齢者との交流活動や学び合い、助け支え合える教育活動を通し、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、将来の自立と社会参加に向けて生きる力を養う。
- ⑤立川市第4次特別支援教育実施計画を推進する。
 - ・「立川市第4次特別支援教育実施計画」に基づき、支援を必要とする児童がその能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - ・関係諸機関との協力関係を深め、途切れ・すき間のない早期連携・早期支援のために幼保小連携教育の充実を図るとともに、小中連携教育を推進し、卒業後の教育機関等とも連携しながら一貫した支援ができるように努める。

第1表-2

学校名 立川市立第五小学校（特別支援学級）

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の重点

ア 各教科

- ・「授業改善推進プラン」を児童の障害特性に応じて活用し、主体的な学びを育む。また、電子黒板や一人1台タブレットPC等のICT機器を活用しながら児童の興味・関心を高めるとともに、基礎的な学力の定着、自立に向けて必要な力の定着を図る。また、体験的な学習を積極的に取り入れた指導を行い、情報モラル・情報活用能力を育成する。
- ・週ごとの指導計画を活用して学習のねらいを明確にした授業を行うとともに、児童が分かる喜びやできる楽しさを味わえるようにする。
- ・習熟度別学習や異年齢集団の交流による学習、学習形態を柔軟に工夫し、児童相互の関わり合いを豊かにしながら、すすんで問題解決的な学習に取り組む態度を育む。
- ・東京都統一体力テストの結果を基に、個に応じたためあてを設定し、一校一取組などの継続可能な運動に取り組めるようにし、体力の向上を図る。
- ・言語環境を整え言語活動を充実させることにより、コミュニケーションを円滑に行うための基本的な言語能力を育む。

イ 道徳科

- ・道徳教育の全体計画に基づき、道徳科を要として、体験的な活動を取り入れながら、全ての教育活動を通して道徳教育を行い、道徳実践力を身に付けるよう指導する。道徳授業地区公開講座を通して家庭や地域と連携し、生命を大切にすることや規範意識を育む。

ウ 外国語活動

- ・外国語活動を通して、日常生活に結び付いた具体的な活動の中で表現に慣れ親しませながら、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育てる。

エ 総合的な学習の時間

- ・家庭・地域と連携して勤労生産的な活動や自然体験活動などに取り組ませるとともに、すすんで地域やまちの行事や活動等に関わることで、主体的に考えたり、判断したりする力を育てる。

オ 特別活動

- ・係活動や当番活動を通して、友達と協力しながらすすんで仕事に取り組む意欲や態度を育む。クラブ活動や委員会活動への参加を通して、通常の学級の児童との交流を深めるとともに、自主性や協調性、連帯感などを味わわせる。

カ 自立活動

- ・教育活動全体を通じて、一人一人に応じた言語、運動等の指導を行うとともに、手指の巧緻性及び遂行能力を高め、身辺処理や学習課題に取り組める能力の向上を図る。

キ 各教科を合わせた指導

- ・宿泊学習や校外学習、社会科見学、移動教室等の学習を、年間指導計画に基づき生活単元学習と合わせて行う。計画・準備・実行・反省などの活動を通して、知識・技能を活用できる能力や態度を育てる。
- ・地域の公園や商店を目的地とした歩行学習などの活動を通して、学んだ事柄と地域のつながりを意識できるようにする。

(2) 生活指導の重点

- ・年間の「あいさつ運動」を通して、挨拶や礼儀、マナー等を身に付け、教師や友達との望ましい関わり方ができるよう支援する。
- ・セーフティ教室や避難訓練、防災訓練を通して、ルールを守る態度、危険を予測し自分の身を守る態度を育てる。

(3) 進路指導

- ・児童の特性や発達段階を踏まえ、進級や進学する喜びや期待をもてるよう小中連携の交流活動を実施する。
- ・児童が地域の中で生活していくための課題を保護者と話し合いながら、具体的な進路指導を行う。

3 教育目標達成のための特色ある教育活動等

(1) 特色ある教育活動

- ・宿泊学習や校外学習、買い物学習において、計画・準備・実行・反省などの活動を通して、知識・技能を総合的に活用できる能力や自立と社会参加の基礎となるコミュニケーション能力を養う。
- ・たて割り班活動や通常学級の児童との交流及び共同学習を通して、相互に理解を深めたり、互いに認め合ったりしながら、好ましい人間関係を育てる。
- ・公共施設や公共交通機関を積極的に利用しながら、自立的な生活に必要な社会性を養う。

(2) その他の配慮事項

- ・校内の全職員が児童の障害の特性と支援方法を共通理解して、こだま学級の理解を図るとともに、通常の学級との交流及び共同学習では、年度当初に児童に障害の特性等について具体的に説明する場を設け、障害に対する理解を図りつつ、個性を尊重する態度を育むことができるようにする。
- ・一日の日程や週の時刻表は、通常の学級に準じて組むようにする。
- ・学習活動全体を通じて、教員が児童の模範となる言葉遣いや態度をとることにより、児童の自立と社会参加に向けた成長を促し、人権を尊重した教育を行う。
- ・適宜、医療機関と連携し、児童理解やその後の教育に生かしていく。
- ・放課後デイサービス等を利用している児童の状況等を在籍校と保護者、放課後デイサービス等と情報共有をし、個に応じた指導を進める一助とする。

